

講師（非常勤）設置に関する要綱

（設 置）

第1条 教育課程を円滑に実施するため市立高等学校に講師（非常勤）（以下「非常勤講師」という。）を置くことができる。

（職 務）

第2条 非常勤講師は所属長の命を受けて、担当する教科の授業等を行うものとする。

（身 分）

第3条 非常勤講師の身分は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条に規定するパートタイムA職員とする。

（任 用）

第4条 非常勤講師は、高等学校教諭免許状を有する者のうちから、地方公務員法第16条の規定に準じ、選考により市教委が任用する。

（任用期間等）

第5条 非常勤講師の任用期間は1年以内とし、任用された日の属する年度の末日をもって終了する。

2 市教委は教育課程の円滑な運営を確保するため必要があると認めた者については、再度任用することができる。

（任用条件の明示）

第6条 市教委は、非常勤講師を任用する場合においては当該講師に対し、別に定める。様式により従事させる職務の内容、任用期間、報酬の額等任用条件を明示するものとする。

（勤務時間）

第7条 非常勤講師の勤務時間は、あらかじめ所属長により指定された勤務時間とする。

（報酬等）

第8条 非常勤講師の基本報酬の額は、前条に規定する勤務時間に対する報酬とし、市教委が別に定める。

2 非常勤講師には、基本報酬のほか、期末手当、通勤したとき又は公務のため旅行をしたときの費用弁償を支給する。

3 再度任用された非常勤講師の基本報酬の加算は行わない。

4 期末手当については、基準日現在において、その基準日の属する任用期間が6月以上であり、かつ、その基準日の属する任用期間における1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者に対して、市教委の定める日に支給する。

5 通勤のため交通機関を利用する者及び交通用具を使用する者に対する費用弁償の額及び基準は、市教委が別に定める。

（服 務）

第9条 非常勤講師は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 非常勤講師はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 非常勤講師は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(退 職)

第10条 市教委は、非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は退職並びに分限及び懲戒することができる。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、承認された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 任用期間が満了した場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (5) 前条各項の規定に反した場合

(休暇等)

第11条 非常勤講師の休暇については、西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の第8条及び第10条から第19条までの規定で、会計年度任用職員パートタイムBに適用される休暇について準用するものとする。ただし、夏季休暇については付与しない。

- 2 前項の休暇は、有給休暇及び無給休暇とし、その区分は、市教委が定める。

(報酬等の支給日)

第12条 基本報酬の計算期間は月の初日から末日までとし、新たに任用されたとき又は退職若しくは死亡したときの基本報酬の支給方法は、西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)第7条の規定を準用する。

- 2 非常勤講師の報酬の支給日は、その月の20日とする。ただし、通勤にかかる費用弁償については、その月の1日から末日までの分を翌月の20日に支払うものとする。
- 3 前項の支給日が、土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、順次繰り上げて支給するものとする。

(報酬の減額)

第13条 非常勤講師が勤務しないときは、市教委が有給により職務専念義務を免除した場合を除き、その勤務しない時間あたりの報酬を減額する。

- 2 前項の規定により月額による報酬を減額する場合は、翌月分から減額するものとする。

(災害補償)

第14条 非常勤講師の公務上の災害(通勤災害を含む。次項において同じ。)については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところにより補償する。

- 2 非常勤講師が、公務上の災害により死亡した場合又は負傷し、若しくは疾病にかかり治ったとき障害が存する場合で、別に定める西宮市職員公務災害見舞金支給要綱の基準に該当するときは、同要綱に定めるところにより見舞金を支給する。

(人事評価の種類)

第15条 人事評価は、定期評価又は特別評価により行うものとする。

- 2 定期評価は、全ての非常勤講師について実施するものとし、特別評価は、条件付採用中の非常勤講師について、正式に採用するか否かの決定をする場合その他教育長が特に必要と認める場合に実施するものとする。

(人事評価の基準及び方法等)

第16条 人事評価の基準及び方法等については、西宮市職員の人事評価に関する規則(平成28年西宮市規則第50号)及び西宮市職員の条件付採用に関する規則(昭和33年西宮市規則第19号)を準用する。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、非常勤講師の就業に関する必要な事項は、市教委が別に定める。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(施行日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。